

農業振興地域（農用地区域）に含まれる 農用地等の除外等の手続きについて

太陽光発電設備の設置や宅地の建設等（開発行為）を検討される方は、その土地が農用地区域（★）に指定されている土地ではないか、必ず事前に確認してください。

農用地区域に指定されている土地であれば、事業着手する前に除外申請し、村及び県の許可を受ける必要があります。



★農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた地域であることから、その区域内にある土地の農業以外の目的（宅地、太陽光発電設備、駐車場、資材置場等）への変更は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）及び農地法により制限されています。

■登記地目が「田」「畑」以外の「宅地」「山林」「原野」等であっても、当該土地を含む地域を一体的（集团的）に考え、今後農用地としての利用が見込まれる等と判断され、農用地区域に指定されている土地もあります。

■申請を行わず無許可で開発行為を行った場合は、原則事業（開発行為）の中止や原状回復を求められ、農振法等において罰則があります。